

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十二号

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和四十四年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条（略）	第七条（略） 第八条 前条に定める職のほか、必要に応じ、事業調整員を置く。 2 前項の職は、事務職員をもつて充てる。 3 事業調整員は、上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。
第八条（略）	第九条（略）

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。